

連載: NO NUKES <sup>せんしゅう</sup> 千秋の想い⑩

“第五福竜丸以外の大勢の船乗りも被ばく者だ”  
と判決は断じた。高知のビキニ国賠訴訟は被災船員救済への展望を切り開いた。核禁条約推進の地球市民と力合わせ、さあ、もうひと頑張りだ！

長谷川千秋（元朝日新聞大阪本社編集局長）

前回の本コラムで「注目！」と予告した2018年7月20日、高知地裁（西村修裁判長）の「ビキニ国賠訴訟」判決について私見を述べます。

共同通信の「不当判決」の旗出し写真に始まって報道各社のウェブサイトから次々「元船員ら敗訴」の速報に接したときは正直、がっかりしました。しかし、判決後に太平洋核被災支援センターから送っていただいた「判決要旨」に目を通し、「いや、待てよ」と思い直しました。1954年の米国によるビキニ水爆実験周辺海域で操業していた高知県の漁船乗組員ら45人の損害賠償請求は棄却しましたが、「当裁判所の判断の要旨」の冒頭で「証拠及び弁論の全趣旨を総合すれば」原告らが「被ばくした事実が認められる」と断じていたからです。

これはすごいことです。私は長く広島・長崎の被爆者たちの原爆症認定集団訴訟の傍聴支援に通う中、国の原爆症認定却下を取り消させるための原告・弁護団の文字通り命をすり減らす裁判闘争を見てきました。まして核実験被害者には被爆者援護法のような法律がいまだにありません。今回の判決は、司法として第五福竜丸以外の多数の漁船員らの被ばくを初めて認めたに止まらず、この事実認定がなければ、救済への突破口がなかなか開けないのです。被告の国側はこの裁判最初の反論（2016年9月29日付第1準備書面）で、第五福竜丸の漁船員に放射線被ばくした者がいたことは認めましたが、「その余は不知」の一言（同書面4頁）つまり知らぬ存ぜぬで押し通そうとしていたのです。

私は「判決要旨」で表現された「証拠及び弁論の全趣旨を総合すれば」の中身を確認しようと後刻、判決全文（100頁）を取り寄せ、読みました。第3の柱「争点に対する判断」から裁判所の考え方が示



されていますが、ビキニ事件の歴史的経緯、放置された第五福竜丸以外の無数の被災船員らの存在などが、ほとんど原告団提出の証拠と主張通りに事実認定されています。原告一人ひとりが語った乗船当時の諸環境、その後の体調等も検証されています。そして、米国による核兵器使用によって被害を受けたという共通性があり、核実験に使用された水爆の方が原爆より遥かに強力で広範囲に放射性降下物を撒き散らしたことが判明しているのだから、被災船員の健康被害の救済を一との原告らの訴えに理解を示し、メディア報道も触れたように「長年にわたって省みられることが少なかった漁船員の救済の必要性については改めて検討されるべきとも考えられる」と判示したのです。

国家賠償が認められなかったのは残念ですが、勝ち取ったものも大きいと思います。高知県の高校教師だった山下正寿さん（太平洋核被災支援センター事務局長）と地元高校生たちの30年以上に及ぶ被害者発掘の努力と、裁判に打って出た被災元船員たちの勇気、支援者のみなさんに深い敬意を表したい。原告側は高松高裁に控訴しました。国は「被ばくはなかった」と必死で言い張ってくるでしょう。核兵器禁止条約の成立を後押しした地球市民社会とスクラムを組み、ビキニ事件は終わっていないことを世界中に知らせる中で、日本政府に被災者救済を迫りましょう。

（当会常任世話人）

\* \* \* \* \*

### 編集後記

●湖南省の地域自然エネルギーの取り組みは4年前に取材したときよりも「福祉を軸に」定着・発展していることに感動を覚えた。各地で地域の特性に合わせた自然再生エネルギーが花開くことを期待したい。●娘と沖縄へ出かけた。改めて沖縄の置かれている現状を考える機会に。米軍下では1300発の核兵器が貯蔵されていた。1972年沖縄の本土復帰が実現。当時「核抜き」と言われていたが、実は有事の際、沖縄への核兵器の再持ち込みを容認する密約がされていた。いま、辺野古への米軍新基地建設の是非が沖縄知事選の最大の争点に。今春、秋葉外務事務次官が在米日本大使館の公使時代、沖縄への核貯蔵庫建設に肯定的な姿勢を米国に示していたメモの存在が明らかに。（長長）

編集・発行: 非核の政府を求める京都の会 〒606-8397 京都市左京区聖護院川原町4-13 教育会館別館1階  
Tel・Fax: 075-771-0729 Mail: hikaku-kyoto@nifty.com ホームページ: <http://hikaku-kyoto.la.coocan.jp/>